明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○女性労働基準規則の一部を改正する省令（**厚生労働**七八）　一

〔告　示〕

○政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び平成二十四年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を公表する件（**総務**一五九）　二

○円借款の供与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**一四〇）　三

○ハノイ首都圏高速道路交通管制システム整備計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一四一）　三

○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件（**厚生労働**三三五）　六

○保安林の指定をする件（**農林水産**九四二～九五五）　六

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**九五六、九五七）　六

○登録調査機関の名称及び調査業務を行う事務所の所在地を変更する件（**特許庁**八）　六

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定に基づき特定登録調査機関を登録した件（**同**九）　六

○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件（**国土交通**四三〇、四三一）　六

○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**四三二、四三三）　六

○船舶安全法に基づく型式承認をした件（**同**四三四）　六

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（**同**四三五）　六

○貨物自動車運送事業法施行規則の規定に基づく届出があった件（**同**四三六）　六

○道路に関する件（**北海道開発局**五一）　七

〔国会事項〕

労働　七

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　七

最低工賃の廃止決定に関する公示（鹿児島労働局最低工賃公示一）　七

〔資　料〕

閣議決定等事項　八

〔公　告〕

諸事項　八

官庁

押収物還付、第三者所有物の没収関係　八

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生関係　八

特殊法人等

文部科学省共済組合定款の一部変更関係　八

会社その他　八

〔人事異動〕

内閣府　復興庁　財務省　一〇

〔皇室事項〕

一〇

〔官庁報告〕

駐日大使逝去（外務省）　一〇

法　務

公証人任免（法務省）　一〇

省　令

○厚生労働省令第七十八号

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十四条の三第三項及び第百十五条の二の規定に基づき、女性労働基準規則（昭和六十一年労働省令第三号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

女性労働基準規則の一部を改正する省令

女性労働基準規則（昭和六十一年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「昭和四十七年政令第三百十八号」の下に「。第十八号において「安衛令」という。」を加え、同項第四号及び第八号中「デリツク」を「デリツク」に改め、同項第十八号を次のように改める。

十八　次の各号に掲げる有害物を発散する場所の区分に応じ、それぞれ当該場所において行われる当該各号に定める業務

イ　塩素化ビフエニル（別名ＰＣＢ）、アクリルアミド、エチレンイミン、エチレンオキシド、カドミウム化合物、クロム酸塩、五酸化バナジウム、水銀若しくはその無機化合物（硫化水銀を除く。）、塩化ニツケル（Ⅱ）（粉状の物に限る。）、砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）、ベーターープロピオラクトン、ペンタクロルフエノール（別名ＰＣＰ）若しくはそのナトリウム塩又はマンガンを発散する場所　次に掲げる業務

(1)　特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第二十二条第一項又は第二十二条の二第一項に規定する作業を行う業務であつて、当該作業に従事する労働者に呼吸用保護具を使用させる必要があるもの

(2)　(1)の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一条第七号に掲げる作業場（石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場を除く。）であつて、特定化学物質障害予防規則第三十六条の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所における作業を行う業務